

防人計（事）第15479号
27.10.1
一部改正 防人計（事）第267号
令和6年6月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

建設工事の受注実績を有する企業等への再就職に係る措置について（
通達）

防衛省・自衛隊を離職する隊員の再就職については、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の一部の施行に伴い、平成27年10月1日から行為規制が導入されることとなり、再就職に当たっての防衛大臣等の事前の承認を要さないこととなったが、防衛省の発注する建設工事の受注実績を有する企業（以下「受注実績企業」という。）又は平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業（以下「事案関連企業」という。）への再就職に関しては、公務の公正性の確保に支障が生じないよう自衛隊法（昭和29年法律第165号）等に基づく行為規制とその監視に加えて、下記の措置をとることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、再就職に係る自粛措置について（防人1第5871号。18.6.15）は廃止する。

記

1 受注実績企業との接触についての報告等

- (1) 建設工事の発注業務に関与している本省課長相当職以上（行政職（一）8級相当以上）の職員（以下「幹部職員」という。）が、受注実績企業の関係者（役員、従業員、代理人、受注等に関し接触を求めてくる者又は必要な資料を入手するために接触する必要がある者をいい、隊員であった者を含む。）と接触した場合には、整備計画局長が定める様式により報告書を作成し、速やかに、官房長等（大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長又は防衛装備庁長官をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、当該報告書の提出を受けた官房長等は、その写しを人事教育局長及び整備計画局長に通知しなければならない。
- (2) 官房長等は、所属する幹部職員が離職する際に、当該幹部職員に対し、離職後2年以内に受注実績企業に再就職し、かつ、離職前5年間に所属していた機関に属する職員及び離職した日の5年前の日より前に幹部職員に就いていたときに所属していた機関に属する職員に対して接触を行った場合には、速やかに、整備計画局長が定める様式により報告書を作成し、官房長等に提出することを要請しなければならない。この場合において、当該報告書の提出を受けた官房長等は、その写しを人事教育局長及び整備計画局長に通知しなければならない。
- (3) 官房長等は、所属する幹部職員が離職する際に、当該幹部職員に対し、離職後2年以内に事案関連企業に再就職しようとする場合には、人事教育局長が定める誓約書を当該官房長等に提出することを要請しなければならない。

2 受注実績企業等に再就職する場合のコンプライアンスの確認

- (1) 官房長等は、所属する管理職隊員（自衛隊法第65条の11第3項に規定する管理職隊員をいう。以下同じ。）が離職する際、当該管理職隊員に対し、受注実績企業に再就職をする場合には、当該受注実績企業におけるコンプライアンス（法令遵守体制をいう。以下同じ。）に問題がないことを確認することを要請しなければならない。
- (2) 官房長等は、所属する管理職隊員が離職する際、当該管理職隊員に対し、事案関連企業に再就職しようとする場合には、当該事案関連企業におけるコンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認することを要請しなければならない。

3 競争参加資格審査におけるコンプライアンス確立等の審査

- (1) 整備計画局建設制度官は、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条の規定により委任を受けて行う競争に参加する者に必要な資格の審査（以下「競争参加資格審査」という。）に当たって、申請の日

から過去5年間に受注実績企業に管理職隊員であった者が在籍している場合には、当該受注実績企業におけるコンプライアンスに問題がないことを証明する資料の提出を求めなければならない。

- (2) 整備計画局建設制度官は、競争参加資格審査に当たって、申請の日から過去5年間に事案関連企業に管理職隊員であった者が在籍している場合には、当該事案関連企業におけるコンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを証明する資料の提出を求めなければならない。
- (3) 整備計画局建設制度官は前2号の規定に基づき提出された資料を審査し、受注実績企業にあってはコンプライアンスに問題がないこと、事案関連企業にあってはコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことが認められない場合には、競争参加資格審査の申請を受け付けてはならない。

4 その他

この通達の実施に関し必要な事項は、人事教育局長及び整備計画局長がそれぞれの所掌に属する事務について定める。